

## 潟上市地方創生推進本部設置要綱

平成27年4月16日

訓令第15号

(設置)

**第1条** まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及び推進にあたり全庁的に取り組むため、潟上市地方創生推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 推進本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 地方人口ビジョン、総合戦略の策定に関すること。
- (2) 総合戦略の進行管理に関すること。
- (3) 総合戦略の推進及び総合調整に関すること。
- (4) その他本部長が必要と認めること。

(組織)

**第3条** 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

**第4条** 本部長は、推進本部を代表し会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 推進本部の会議(以下「推進本部会議」という。)は、必要に応じて本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部会議に本部員以外の関係職員の出席を求めて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

**第6条** 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、次の事項を所掌する。

- (1) 地方人口ビジョン素案、総合戦略素案の作成に関すること。
  - (2) その他、地方人口ビジョン、総合戦略策定について必要と認めること。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
  - 4 幹事長は、企画政策課長をもって充てる。
  - 5 副幹事長は、総務課長をもって充てる。
  - 6 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
  - 7 幹事長は、幹事会を代表し会務を総理する。
  - 8 幹事会の会議（以下「幹事会議」という。）は、必要に応じて幹事長が招集し、その議長となる。
  - 9 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会議に幹事以外の職員の出席を求めてその意見を聴き、又は必要な資料の作成や提出を求めることができる。
- （庶務）

**第7条** 推進本部の庶務は、企画政策課において処理する。

（その他）

**第8条** この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

本部長	市長
副本部長	副市長 教育長
本部員	総務部長 市民福祉部長 福祉事務所長 産業建設部長 水道局長 議会事務局長 教育部長 部長待遇にある者

別表 2（第 6 条関係）

幹事長	企画政策課長										
副幹事長	総務課長										
幹事	<table border="1"> <tr> <td>財政課長</td> <td>教育総務課長</td> </tr> <tr> <td>健康推進課長</td> <td>幼児教育課長</td> </tr> <tr> <td>長寿社会課長</td> <td>文化スポーツ課長</td> </tr> <tr> <td>社会福祉課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>産業課長</td> <td></td> </tr> </table>	財政課長	教育総務課長	健康推進課長	幼児教育課長	長寿社会課長	文化スポーツ課長	社会福祉課長		産業課長	
財政課長	教育総務課長										
健康推進課長	幼児教育課長										
長寿社会課長	文化スポーツ課長										
社会福祉課長											
産業課長											